

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

ロシアによるウクライナへの一方的な軍事侵攻は、国連憲章に違反する行為であり、ウクライナ国家の主権並びにウクライナ国民の安全性を著しく脅かすものであるため、断じて許されるものではない。

さらに、核兵器の使用を示唆するプーチン大統領の発言は、非核・平和都市を宣言する本市において、到底容認できない。

本市議会は、ロシアが武力行使を直ちに停止すること、完全かつ無条件で軍を即時撤退させることを強く求めるとともに、政府においては、国際法及び国連憲章に基づいた平和的な解決に向け、迅速かつ強力な対策を講じることを強く求める。

戦争は紛争の解決策にはなり得ず、本市議会も平和的・秩序的な国際社会の一員であることを表明し、ここに決議する。

令和4年3月3日

三 原 市 議 会